（キャリアアップ助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の七　第百十八条の二のキャリアアップ助成金として、同条に規定するもののほか、令和四年九月三十日までの間、選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金を支給するものとする。ただし、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十七条第十二項又は第四十六条第十二項の特定労働者の総数が常時百人を超える厚生年金保険法第六条又は健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所の事業主に対する第二項及び第三項の規定による支給については、令和三年九月三十日までの間、行うものとする。

２　選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一　有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ・ロ　（略）

ハ　その雇用する有期契約労働者等（被保険者でないものに限る。）について、雇用環境・均等局長が定める処遇の改善を図る措置を講じた上で、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第五項又は第四十六条第五項の申出をした事業主であること（当該申出により被保険者となつた者（以下この号及び第三項において「任意適用労働者」という。）がいる場合に限る。）。

ニ　（略）

二　（略）

３～７　（略）

第十七条の三　第百十八条の二第十四項の規定の適用については、令和四年九月三十日までの間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四項第一号ハ	（略）	（略）
第十四項第二号	（略）	（略）

（東日本大震災に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置）

第十七条の六　特定被災区域内において第百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の令和三年度における適用については、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」とする。

（キャリアアップ助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の七　第百十八条の二のキャリアアップ助成金として、同条に規定するもののほか、令和三年三月三十一日までの間、選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金を支給するものとする。

２　選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一　有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ・ロ　（略）

ハ　その雇用する有期契約労働者等（被保険者でないものに限る。）について、雇用環境・均等局長が定める処遇の改善を図る措置を講じた上で、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十七条第五項又は第四十六条第五項の申出をした事業主であること（当該申出により被保険者となつた者（以下この号及び第三項において「任意適用労働者」という。）がいる場合に限る。）。

ニ　（略）

二　（略）

３～７　（略）

第十七条の三　第百十八条の二第十五項の規定の適用については、令和三年三月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五項第一号ハ	（略）	（略）
第十五項第二号	（略）	（略）

（東日本大震災に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置）

第十七条の六　特定被災区域内において第百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の令和二年度における適用については、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた施設又は設備の災害復旧に要する経費」とする。